高知県消防広域化基本計画あり方検討会
第２回消防業務部会

日時：令和７年７月28日(月) 13時～15時
場所：高知県庁本庁舎 ３階東 防災作戦室

次　　第

１　開会

２　高知県危機管理部長あいさつ

３　議事
（１）第１回専門部会でのご意見と対応について【資料１】
（２）主な協議・意見交換事項　　【資料２～５】
（３）意見交換

４　閉会

配布資料

委員名簿
出席者名簿
配席図

【資料１】第１回専門部会でのご意見と対応について	Ｐ１～16
【資料２】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（目次）	Ｐ17
【資料３】主な協議・意見交換事項	Ｐ18～37
【資料４】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）	Ｐ38～42
【資料５】デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策	Ｐ43～48

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 消防業務部会　委員名簿

（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名
1	関西大学社会安全学部	教授	永田　尚三
2	室戸市	市長	植田　壯一郎
3	香美市	市長	依光　晃一郎
4	馬路村	村長	山﨑　出
5	大川村	村長	和田　知士
6	いの町	町長	池田　牧子
7	越知町	町長	小田　保行
8	四万十町	町長	中尾　博憲
9	三原村	村長	田野　正利
10	高知市消防局	消防局長	中城　純一
11	安芸市消防本部	消防長	久川　陽
12	土佐市消防本部	消防長	真鍋　卓也
13	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘　信也
14	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村　諭

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第２回消防業務部会出席者名簿

○消防業務部会委員

（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	関西大学社会安全学部	教授	永田　尚三	会場	
2	室戸市	市長	植田　壯一郎	オンライン	
3	香美市	市長	依光　晃一郎	会場	
4	馬路村	村長	山﨑　出	会場	
5	大川村	村長	和田　知士	会場	
6	いの町	町長	池田　牧子	会場 代理：総務課長 土居 浩	
7	越知町	町長	小田　保行	会場	
8	四万十町	町長	中尾　博憲	オンライン	
9	三原村	村長	田野　正利	会場	
10	高知市消防局	消防局長	中城　純一	会場	
11	安芸市消防本部	消防長	久川　陽	会場	
12	土佐市消防本部	消防長	真鍋　卓也	会場	
13	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘　信也	会場	
14	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村　諭	会場	

○その他委員

（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
15	室戸市消防本部	消防長	多田　周平	会場
16	南国市消防本部	消防長	三谷　洋亮	会場
17	香美市消防本部	消防長	野口　正一	オンライン
18	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木　義人	オンライン
19	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤　実	オンライン
20	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷　英正	オンライン
21	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内　誠祥	オンライン

○オブザーバー

（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
22	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊　俊介	オンライン
23	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山　勝久	オンライン

○事務局

通し番号	所属	職名	氏名	
24	高知県危機管理部	部長	江渕　誠	
25	高知県危機管理部	副部長（総括）	国則　勝英	
26	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木　知基	
27	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松　長憲	
28	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本　順也	
29	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原　隆	
30	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺　雅洋	※オンライン
31	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	木平　秀夫	※オンライン
32	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	梨本　雅久	※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第2回消防業務部会　配席図

日時：令和7年7月28日（月）13時～15時
場所：高知県庁本庁舎　3階　防災作戦室

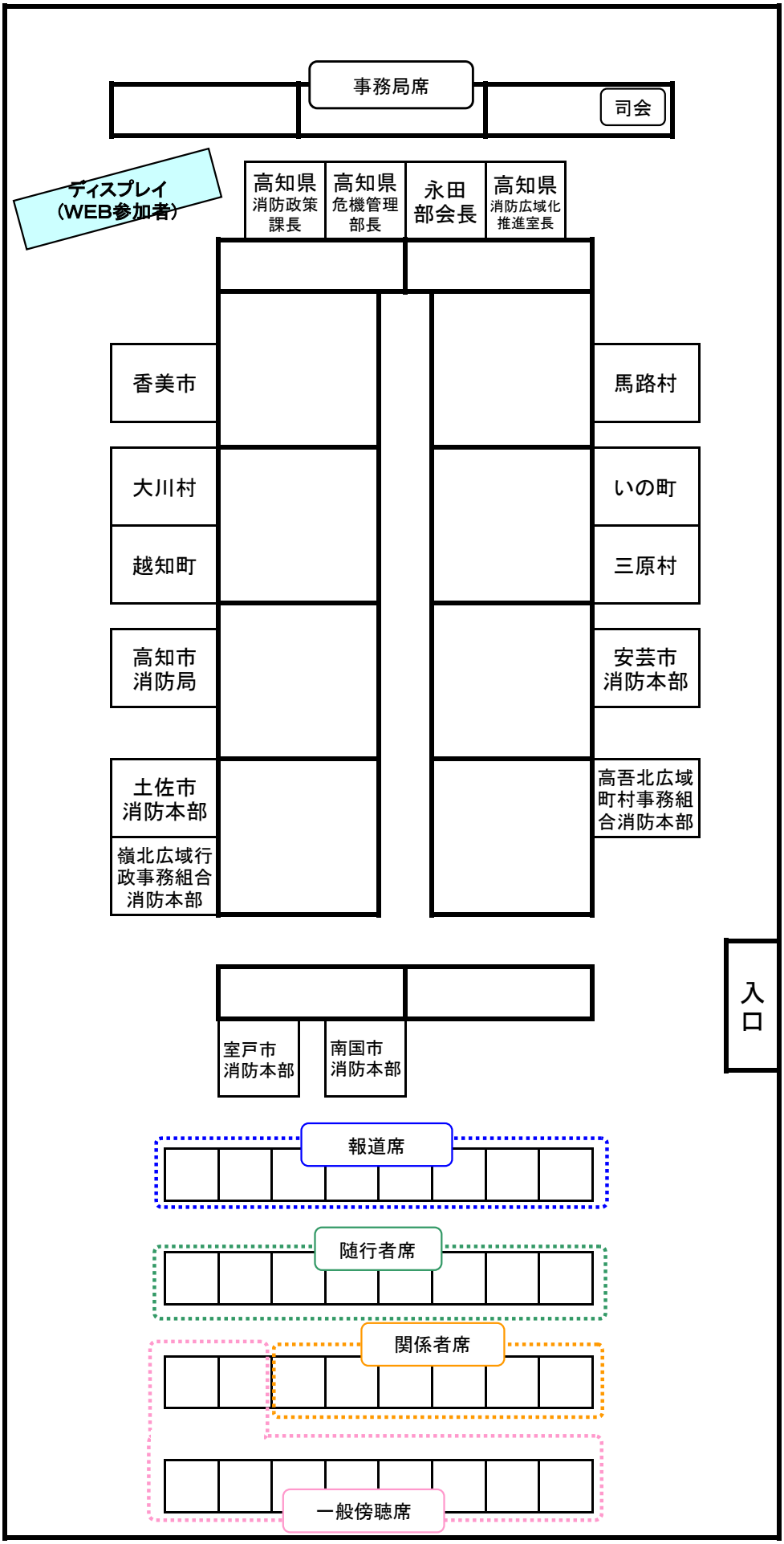

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	スケジュール	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	今年度後半のスケジュールが心配。基本計画案の決定後、議会との調整も必要であり、何かでつまづいた時に対応できる時間が足りないのではないか。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ15への回答）のとおり、消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。 そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることが不可欠であると考えます。 こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて２回の議決をいただくことが必要となります。 このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。 基本計画の決定に向けては、方針等をできる限り早い段階で委員に提示して合意形成に努め、その上で、あり方検討会における議論の熟度を見ながら、合意形成に時間がかかる場合には、その時点でスケジュールを検討したいと考えています。
2	スケジュール	◎　総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会と調整しないと合意形成できないので、そうした作業工程をスケジュールに盛り込んで欲しい。	
3	スケジュール	◎　総務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	「ある程度」の議論で進めるのは駄目。各専門部会で納得した上で、議会に説明できるよう熟度を高める必要がある。（スケジュールの）目標ありきではなく、納得の上で合意形成できるようにして欲しい。	
4	スケジュール	◎　総務	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	議会への丁寧な説明が必要になるので、基本計画の段階でしっかりとした内容を盛り込み、広域化の具体的なイメージを全市町村で共有できる形にする必要がある。スケジュールありきで必要な議論を先送りすることがないようお願いする。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
5	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	総論賛成、各論反対になりがち。実施計画のような各論の細かい内容が出てないと、基本計画を議会も認めにくいということが想定される。基本計画と合わせて、実施計画の内容もある程度わかるようにしないと議論が進まないのではないか。	広域化の目的やメリットの他、職員の処遇など各種課題への対応方針を市町村議会や県議会にもご理解いただけるよう、必要な調査やシミュレーション等を行った上で、それらの結果を提示しながら、丁寧に議論していきたいと考えています。
6	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	職員の処遇が先送りになると不安が広がるので、基本計画の時点でしっかりとしたものを作って欲しい。	
7	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会に対して、南国市にとってのメリット・デメリットの説明が必要。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	他県事例	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	奈良県の先行事例について、奈良市と生駒市が脱退した理由を研究して欲しい。	平成24年１月の奈良市長のブログ「消防広域化からの脱退」で、奈良市が消防広域化から脱退した理由は以下のとおり紹介されています。 「検討を進める中で、これまで各本部が独自の予算で取得・整備してきた車両や機器等の財産の帰属や、年収ベースで最大約150万円の格差がある職員給与や手当の一元化等、いくつもの課題が見えてきました。特に広域化に伴って必要となる約30億円の臨時的経費に関しては、広域化を主導する国や県の負担がほとんどなく、構成する各自治体で按分した場合、奈良市の負担が非常に重くなることがネックとなります。以上の理由から、奈良市としては県下一元化の消防広域化からは脱退せざるを得ないと判断し、先日開かれた会合でその意向を表明しました。」 平成24年３月に生駒市長が議会で行った施政方針及び議案提案理由説明では、以下のとおり述べられています。 「県下１消防本部体制とする広域化については、広域化後の具体的な消防署や人員の配置、広域化が本市にもたらすメリット等が見えない中で、見切り発車でスタートすることには大きな不安があり、また、隣接する奈良市も離脱し、本市にとってのメリットが乏しくなることが明確になったため、奈良県消防広域化協議会から離脱し、単独での運営を決定しました。」
9	他県事例	◎　総務	6/4 財務 片岡委員 (佐川町)	奈良県内の広域化の事例で、奈良市と生駒市が脱退した理由は何か。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
10	他県事例	◎　総務	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	奈良県等の先進事例におけるメリット・デメリット、職員処遇等の課題を整理して欲しい。	令和６年３月に消防庁が定めた広域化に関する基本指針では、広域化によって ①災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有 ②運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 ③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 ④予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化 ⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 ⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。 とされています。 また、平成25年に消防庁がまとめた「消防広域化事例集」では、課題の一例として以下の点が挙げられています。 ○職員の身分や給与の一本化 ・広域化前の状態が続いている ・激変緩和措置として２年間は現給保障し、その後は人口の最も多い市に準じて条例化 ・公安職給料表を適用し、特殊勤務手当を全て廃止 ・広域化後の職員の身分は、構成市町村からの派遣 ○昇任試験の見直し（消防司令・消防司令補が多い） ○財産や負担金の調整等の意見集約や合意形成の長期化

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
11	他県事例	◎　総務	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	他県の広域化で現場要員として再配置された事例について、具体的にはどの部署へ再配置されたのか。	多くの職員が既存の現場部隊へ再配置されたほか、高度救助隊や広域支援隊といった新たに創設された部隊に配置された例があります。
12	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	地元の消防を地元の人間に任せたい。土地勘の他、消防団との関係性でも優位だと考える。 採用を一元化した後、20年・30年後の人員配置の割合がどうなるかシミュレーションして欲しい。	国立社会保障･人口問題研究所の推計によると、20～24歳人口及び減少率について、幡多中央消防組合消防本部管内の四万十市及び黒潮町と、高知県全体の推計値は以下のとおりとなっています。 【四万十市及び黒潮町の20～24歳人口及び減少率】 ・R7.4.1推計　　:847人 ・R17推計（10年後）:735人（R7.4.1比:▲13.2%） ・R27推計（20年後）:499人（R7.4.1比:▲41.1%） 【高知県全体の20～24歳人口及び減少率】 ・R7.4.1推計　　:24,871人 ・R17推計（10年後）:20,572人（R7.4.1比:▲17.3%） ・R27推計（20年後）:14,583人（R7.4.1比:▲41.4%） 20～24歳人口の減少率については、幡多中央消防組合消防本部管内と県全体が同程度となっていることから考えれば、地元出身者の配置の割合は同程度で推移するのではないかという見方ができます。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
13	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ10への回答）では、一括採用を想定しているとしていますが、方面消防本部内での勤務を基本とすることを条件として採用することにも一考の価値があると考えています。その際のメリットやデメリットについては、以下の点が考えられます。 【メリット】 ・地域ごとの採用枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用や配置が可能。 ・地域の実情に通じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待できる。 ・採用時の地域選択において、第２希望を認める等、緩やかな運用を行うことで、県全体として優秀な人材確保が可能。 ・採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用により、本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により、組織力の向上が期待できる。 ※次ページへ続く

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
14	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	※前ページから続く 【デメリット】 ・人口減少等により、地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離（かいり）が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性がある。 ・配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員の配置が困難となる恐れがある。 ・地域ごとで志望状況の差により、採用可能な人材の水準に格差が生じる可能性がある。 ・採用後の選択変更を認めない厳格な運用になれば、かえって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性がある。
15	職員の採用	◎　総務	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	一括採用で、新採が市部に集中することにならないか心配している。	広域化後に新たに採用される職員については、配属先の対象を県内全域とすることを想定しています。 一方で、地元で働きたい等の希望もあることから、各市町村長等のご意見を踏まえ、職員の募集や採用、配置の考え方を検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
16	職員の採用	◎ 総務 財務 消防	6/2 消防 徳弘委員 (高吾北消防)	今後は職員定数を「消防力の整備指針」で定める人数に近付けていくことになると思うが、それに見合う職員採用を広域連合の発足時点でどのように行うのか。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ９への回答）のとおり、消防職員の充足率については、広域連合発足時は、県民人口65万人を１つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（充足率の分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。 また、３交代制の導入や欠員補充などにより職員数を増加させる場合には、必要となる財源の確保の方策についても検討が必要となります。 職員の採用や職員配置については、シミュレーションの結果等を踏まえ、総務部会や財務部会、消防業務部会で検討したいと考えています。
17	勤務体制	◎ 総務 財務 消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	勤務体制について、３交代制で統一するのか。	
18	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	広域連合の勤務体制を統一する必要があり、３交代制であれば人員増は必須で、広域連合の本部事務局の職員も必要になる。そういった点を踏まえた現実的な財政シミュレーションにして欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
19	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	人口減少が進んだ将来で、最低限必要となる消防職員数がわからないか。	第１回総務部会でお示ししたとおり、人口減少下でも県内の消防職員数は増加しており、その背景の１つとして、救急出動件数の増加が考えられます。 【生産労働人口（15～64歳）】 ・平成25年：42.5万人　・令和５年：35.5万人 【消防職員数】 ・平成25年：1,148人　・令和５年：1,212人 【救急出動件数】 ・平成25年：38,306件　・令和５年：46,822件 将来の消防職員数については、人口減少の状況のほか、救急をはじめとする消防サービスへの需要、交付税等の財源等を考慮して判断することになります。 こうした社会情勢の変化に合わせて国が「消防力の整備指針」を見直すことも考えられ、人口減少が進む中において将来的に最低限必要となる消防職員数を現時点でお示しすることは困難だと考えています。 なお、基本構想では、第１期（令和10～12年度）においては、現状の40署所体制及び職員の総定数については現行水準を下回らないことを基本として、組織・定数の設定を検討することとしています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
20	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/4 財務 野口委員 (香美市消防)	分賦金の算出には人件費が重要。奈良県の広域化の事例では一般職が採用されており、高知県でも同様の職員が必要になると思うが、こうした職員数を第３回専門部会（10月頃）に提示できるのか。	分賦金や職員数については、広域連合本部のほか、方面消防本部や署所ごとに、日勤を含めた職員配置に関するシミュレーションを行い、各消防本部へのヒアリングも行った上で、第３回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。
21	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/2 通信 多田委員 (室戸市消防)	消防本部の日勤の職員は年齢が高い傾向があり、そうした職員を現場に復帰させるのはハードルが高いと思う。（再配置の）数合わせでは現場の職員が増えることにはならないのではないか。	
22	人事異動	◎ 総務 消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	「管轄区域内の異動を想定」とあるが、「管轄区域内」の具体的な範囲は。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ12への回答）のとおり、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。 「管轄区域内」の範囲は、「広域化前の消防本部の管轄区域内」を想定していますが、具体的な人事異動のあり方について、総務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。
23	人事異動	◎ 総務 消防	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	広域化で職員の居住地がどうなるのか心配。地元の消防本部へ勤めたい職員が多い。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
24	給与	◎ 総務 財務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	市民や消防団からも広域化に慎重な意見が多く、奈良市と生駒市が脱退したことも知られている。 奈良県からも反省点として、給与面の整理ができずに広域化したと聞いている。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ11への回答）のとおり、各消防本部から広域連合に移行する職員の給与については、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本と考えています。 現行の消防本部間における給与面の不均衡の是正を求めるご意見が職員関係団体にあることは承知しておりますが、給与を統一する場合には、必要となる財源の確保の方策についても総務部会や財務部会で検討したいと考えています。
25	シミュレーション	◎ 総務	5/28 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	シミュレーションについて、できたものから順次提示されるそうだが、スピード感を持って対応いただけるという認識で良いか。	あり方検討会や専門部会での議論の判断材料として、シミュレーションの結果が重要となるため、できたものから専門部会等で順次提供したいと考えています。 また、第３回専門部会（10月頃）で合意する方針等についても、シミュレーションを踏まえた内容にしたいと考えています。
26	シミュレーション	◎ 総務	6/2 通信 三谷委員 (南国市消防)	第３回専門部会（10月頃）で合意する事項は、シミュレーションによる運用効果を加味した内容になるのか。	
27	指令システム	◎ 総務 財務 通信	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	指令システムの整備費用やランニングコストの負担への不安が大きい。物価高騰の影響が予測しづらいが、特にランニングコストを見落とすことがないようにして、負担額を示して欲しい。	
28	指令システム	◎ 総務 財務 通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消防)	ランニングコストが高すぎて、指令システムの共同運用を断念した他県事例があると聞いている。シミュレーションを早く示して欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
29	財政措置	◎　財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	令和７年度で終了する緊急防災・減災事業債が別の形になる可能性もある。新たな国の財政措置に関する情報収集もしっかり行って欲しい。	緊急防災・減災事業債など、国の財政措置に関する情報収集を行い、あり方検討会等で共有したいと考えています。
30	財政措置	◎　財務	6/4 財務 野口委員 (香美市消防)	奈良県での広域化における、奈良県の負担額を調べて欲しい。また、高知県での広域化では、高知県の負担額はどうなるのか。	奈良県での広域化の事例では、準備組織に対して県から５年間で合計約1,000万円の補助が行われたと伺っています。 また、指令センターの整備費のうち、国費を除いた実質負担額の約14億円に対し、県が1/2補助を行ったと伺っています。 高知県での広域化における県の負担については、県の組織である消防学校や消防防災航空センターに係る経費と、それに伴う広域連合本部の事務に係る経費を負担することを考えています。 広域化に要する経費については、まずは国の財政措置を最大限活用していくことが基本と考えており、必要に応じて、財政措置の拡充を国に政策提言することを検討したいと考えています。
31	財政措置	◎　財務	6/2 消防 小田委員 (越知町)	広域化は悪くないが、財源は市町村で負担するという空気感が非常に強い。事前防災・事前復興の観点からも、国や県の財政措置がないと、車両の更新等で今後の財政事情が苦しくなる。南海トラフ地震が想定されている中で、常備消防がどう機能するかという点は、県からも説明して欲しい。	
32	分賦金	◎　財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	自賄い方式の範囲を検討する際には、財源も考慮して欲しい。過疎債を使える場合は自賄いが有利になる場合もあると思う。	自賄い方式等、分賦金に関係する検討の際には、起債等の財源対策についても併せて検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
33	分賦金	◎　財務	6/4 財務 西村委員 代理 (梼原町)	分賦金を基準財政需要額で検討する場合、交付税には常備消防に非常備消防が加わった補正係数があり、施設整備に地方債を充てるなど、市町村によって状況が異なっている。また、非常備は市町村が負担することになると思うので、それらをきちんと区分して基礎サービス分を算定して欲しい。	事務局において整理した上でお示ししたいと考えています。
34	市町村との連携	◎　消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	災害対策本部の設置場所として、市役所が使えない場合は消防本部を使う想定。広域化でどうなるか、市の方で整理が必要。	広域化後も消防署所や消防団は残るので、従来の連携を確保していくことは可能だと考えています。 また、市町村防災部局との連携のあり方については、消防業務部会で検討したいと考えています。 消防庁が定めた広域化に関する基本指針において、「市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。」とされ、その具体的方策が例示されていることから、それらを参考にして、広域化後における関係機関との連絡体制といった具体的方策についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
35	市町村との連携	◎　消防	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	津波注意報等の発表時、「ロゴチャット」で職員から指示を求められ、消防本部や消防団に指示を出すといったことが一瞬でできている。広域化後もそういった態勢ができるのか。	
36	救急業務	◎　消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	救急のニーズが高い中で、中山間地域で現在の体制が維持できるかが懸念。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となることから、中山間地域における救急体制の確保を図ることができると考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
37	救急業務	◎　消防	6/2 消防 小田委員 (越知町)	終末期の方への対応について、令和６年度に消防と医療関係者の間でルール化されたそうだが、その内容を教えて欲しい。	終末期の方への対応については、高知県救急医療協議会が定めた「心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコール」（令和6年5月施行）により、対応方針がルール化されています。 具体的には、119番通報を受けて出動した救急隊が、心肺蘇生を望まない終末期の傷病者に対し、本人の意思に基づく医師の指示書が家族等から提示され、主治医等への連絡によってその内容が確認でき、かつ家族等の同意が得られた場合には、心肺蘇生および救急搬送を中止できるとされています。
38	救急業務	◎　消防	6/2 通信 多田委員 (室戸市消防)	室戸市消防本部管内には救急病院がないため、１回の救急出動の時間が非常に長い。２、３回の重複出動の際、奈良県では他署に対応してもらうことで非番招集はないと伺ったが、当本部では２回目の救急出動の時点で非番招集を行っている。広域化により中芸広域連合にも対応してもらえると思うが、到着までに時間がかかり過ぎるので、当本部の非番招集は免れないと考えている。その点は仕方がないということか。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となり、応援態勢が充実する他、救急車間での中継搬送が可能になると考えています。 奈良県の事例では、広域化によって人員配置を柔軟にできるようになったことから、休暇を取得しやすくなったと伺っています。 消防署間の協力体制を確保することで、職員の負担軽減が可能になるのではないかと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
39	消防団事務	◎　消防	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	中芸広域連合の消防本部は田野町にあるが、馬路村で火災が発生した場合は村役場でサイレンを鳴らしており、村の消防団が真っ先に出動し、消防本部が到着した時には火は消えている。救急についても、消防団が村内の診療所に搬送している実態もある。消防団の役割も重要であることを認識していただきたい。	消防団の役割は非常に重要だと認識しており、消防団との連携のあり方についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
40	整備計画	財務 ◎　消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	施設整備計画を立てていく予定はあるのか。	消防署所や消防車両といった消防力の現況を整理した上で、現在の消防力を評価し、施設整備計画に関する考え方や住民サービスの向上のための具体的な対策について、財務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。
41	整備計画	財務 ◎　消防	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	６つの方面消防本部内の設備（の水準）を同じにしようとしているのか。常備・非常備の設備や装備が６つの方面消防本部で偏らないようにして欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
42	指令システム	◎　通信	6/2 消防 徳弘委員 (高吾北消防)	新たな指令システムの整備を令和15年度に実施することを想定しているのは、高知市・土佐市のシステムの更新時期に合わせて実施するという認識で良いか。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ14への回答）のとおり、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。 このため、基本構想では、高知市と土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる第２期末（令和15年）を目途に新たなシステムを整備することを想定しています。 あり方検討会や専門部会では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行いたいと考えています。
43	指令システム	◎　通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消防)	新たな指令システムの整備時期について、当本部の考えもあるので、協議させて欲しい。 （令和９年度に予定している、現行システムの更新に関する考え方の整理が必要）	
44	業務システム	財務 消防 ◎　通信	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	業務システムの価格上昇を心配しており、前例の価格が参考にならないと思うが、シミュレーションできるのか。	業務システムの価格に関するシミュレーションは、今後の物価変動の状況を予測することは難しいため、現時点での価格上昇を踏まえた概算費用をお示ししたいと考えています。
45	業務システム	財務 消防 ◎　通信	6/4 財務 野口委員 (香美市消防)	人事、財務、給与のシステムは令和10年に必要。予防業務のシステムなども必要だが、こうしたシステムの費用も第３回専門部会（10月頃）に提示できるのか。	人事、財務、給与等の業務システムについては、既存のシステムの活用等も検討した上で、その費用を第３回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格目次（素案）

Ⅰ　高知県消防広域化基本計画の性格

- 本計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 33 条に規定する「推進計画」として策定するもの
- 高知県が県内市町村との協議を経て、消防広域化に係る実施計画（消防組織法第 34 条に規定する「広域消防運営計画」）策定の基礎となるものとして策定
- 平成 20 年に策定した高知県消防広域化基本計画の全部の改定により策定

Ⅱ　高知県消防広域化基本計画の構成

基本計画は、消防組織法第 33 条第２項の規定を踏まえ、おおむね次のとおり構成

第１章　市町村消防の広域化に関する基本的な考え方
第２章　市町村の消防の現況及び将来見通し
第３章　広域化対象市町村の組み合わせ
第４章　自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割
第５章　広域化後の消防の円滑な運営
第６章　防災関係機関との連携の確保
第７章　その他

Ⅲ　広域消防運営計画の骨格案

基本計画第５章「広域化後の消防の円滑な運営」に係る計画の骨格案は次のとおりとし、これを基礎として高知県消防広域化実施計画（広域消防運営計画）を策定する。

第５章　広域化後の消防の円滑な運営

１）広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項
２）新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項
３）新組織の人事制度・運用に関する基本的事項
４）新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項
５）新組織の歳入・歳出に関する基本的事項
６）既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項
７）新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項
８）新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項
９）広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項
10）消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項
11）防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項
12）消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項
13）新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項
14）各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

主な協議・意見交換事項（消防業務部会）
＜参考＞スケジュールについて

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある

消防業務部会の所管・主な論点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体スケジュール	検討会	専門部会①		専門部会②	WG		専門部会③	検討会	WG	専門部会④	検討会 基本計画(案)決定	基本計画決定	協議会設立の議決
総務部会		基本計画全体のとりまとめ・組織・給与など									※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討	
財務部会		分賦金のシミュレーションなど										
1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防） (1) 広域連合発足による消防サービス水準の不均衡や高度化への対応		事務局でたたき台を作成 ※広域化のメリット等の整理、消防団との関係などを整理		専門部会・WGで詳細に議論 ※必要に応じて、若い消防職員のご意見も取り入れる ※第２回専門部会後、基本計画の骨格(素案)等について意見照会予定						基本計画と実施計画で記載する内容を整理 ※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討 ※基本計画の決定後、市町村議会から意見等が出た場合は、令和８年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画に反映		
(2) 部隊運用のあり方												
2 市町村の防災に係る関係機関との連携の確保												
通信・システム部会		通信指令のあり方など								※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討		

適宜反映

反映

反映

広域化後における各組織の役割分担について

- 広域化後においては、現在多数を占める１本部１署体制の下で曖昧になりがちな本部統括と現場統括業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、**県内の消防行政の管理体制の効率化を図る**とともに、**各地域における現場力強化を図る**。
- 各組織の基本的な役割とそれぞれの代表的な業務（案）は以下のとおり。

＜広域化後の役割分担（案）＞　※指令業務を除く

組織名（箇所数）	基本的な役割と広域化の意義	主な業務		
		総務	警防・救助・救急	予防
広域連合本部（１）	○消防行政全体に関する制度や施策などの**企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等** ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、**現行15本部の本部機能を集約**	・条例・施策等の企画立案、政策評価 ・組織体制、人事管理、給与、勤務条件等に係る制度の企画立案 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製	・各種計画、運用方針の企画立案 ・消防車両、装備の購入等に関する計画策定 ・緊急消防援助隊や国際消防救助隊に関する計画策定、出動調整、訓練等	・予防行政に関する企画立案 ・予防関係法令、条例等の運用方針決定 ・署所での対応が困難な個別事案（大規模、高度な技術が必要な案件等）への対応
方面消防本部（６）	○広域連合本部と消防署所の間の**連絡調整** ○**「管理運営協議会」**の場等を通じ、**管内市町村長との意思疎通を円滑化**	・人事、財務等に係る広域連合本部と署所間の連絡調整 ・所管区域内における各種情報の伝達・集計業務	－	－
消防署所（40）	○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域や住民に最も身近な**現場活動** ○**消防署所の運営に必要な庶務機能**は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整	・各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等 ・個別の歳入歳出に係る経理、物品調達に係る契約事務等 ・消防団事務（市町村から受託）	・個別事案に関する災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・防災訓練への参加 ・消防水利の管理（市町村から受託）	・消防法等に基づく届出、許認可等（危険物規制等を含む。）の処理 ・予防査察・指導等 ・火災原因、損害調査 ・地域住民への防火啓発活動

【参考】広域化後における各組織の役割分担について

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

広域連合高知県消防局　組織図（案）

（高知県消防広域化基本構想　別添　組織図（案）より）

※名称は全て仮称

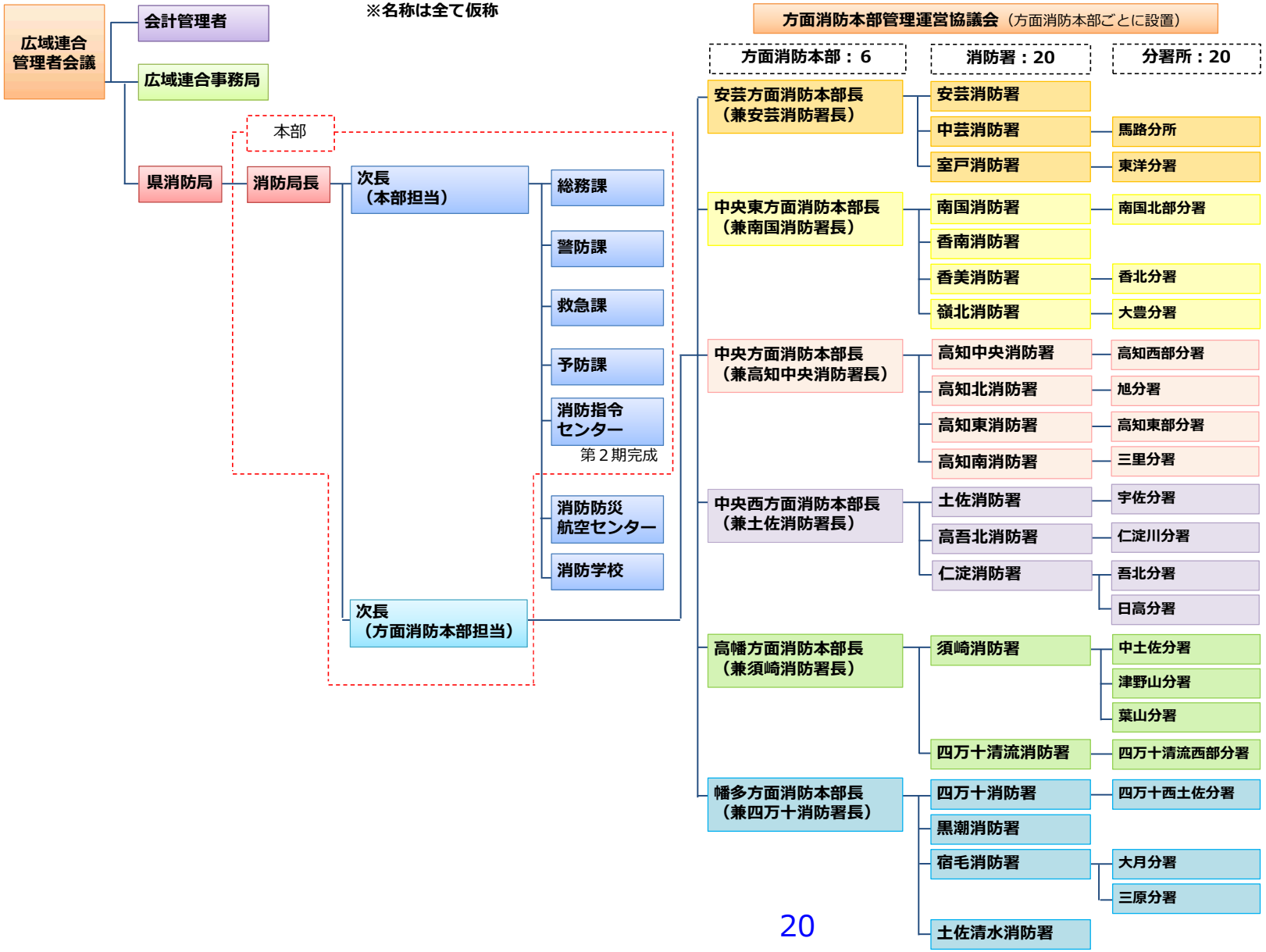

現行の消防本部体制

消防本部：15、消防署：20署、分署・出張所・分所：20

安芸市消防本部（１署）	
中芸広域連合消防本部（１署）	１分所
室戸市消防本部（１署）	１出張所
南国市消防本部（１署）	１出張所
香南市消防本部（１署）	
香美市消防本部（１署）	１分署
嶺北広域行政事務組合消防本部（１署）	１分署
高知市消防局（４署） ・中央消防署 ・北消防署 ・東消防署 ・南消防署	４出張所
土佐市消防本部（１署）	１分署
高吾北広域町村事務組合消防本部（１署）	１分署
仁淀消防組合消防本部（１署）	２分署
高幡消防組合消防本部（２署） ・須崎消防署 ・四万十清流消防署	３分署、１出張所
幡多中央消防組合消防本部（２署） ・四万十消防署 ・黒潮消防署	１分署
幡多西部消防組合消防本部（１署）	２分署
土佐清水市消防本部（１署）	

消防団に関する事務の所掌の整理について

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

- 消防団に関する事務については、現状の一部事務組合等と同様に、広域連合に委託できることとし、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとする。
- 消防組織法により市町村が行う事務とされる消防団に関する事務の所掌の範囲については、**実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の方式に関する「標準形」を定め、現在、標準形と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討した上で、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める**。

※今後、実施主体の検討状況を確認予定。

現状の整理（市町村別）

標準形と同様の取扱…○　異なる取扱…★　広域化に当たって取扱の検討が必要…★、○※

主な消防団事務等	標準形（案）	高知	室戸		安芸		南国	土佐	土佐清水	香南	香美	高吾北			高幡					仁淀		幡多中央		幡多西部			嶺北				中芸				
		高知市	室戸市	東洋町	安芸市	芸西村	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	仁淀川町	佐川町	越知町	須崎市	中土佐町	梼原町	津野町	四万十町	いの町	日高村	四万十市	黒潮町	宿毛市	大月町	三原村	本山町	大豊町	土佐町	大川村	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
1　消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★				
2　団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出	○※	○※	○	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	★					○	○	★		○※	○※	○※	★				★				
3　消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給	○※	○※	○	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★※委託	○	○※	○※	○※	○	○	○	○	★※一部町村あり				
4　消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出(各市町村は広域連合に分賦金を支出)	※改めて詳細な事務とあわせて確認予定																																

※消防本部が、市町村の一機関として事務を執行している

条例・予算は市町村で決定し、委託料により組合で執行

★組合において設置に関する条例制定

★広域連合において設置に関する条例制定

★条例は組合で決定、組合から市町に委託し、市町予算で支出

★※委託

★※委託

★組合・広域連合において条例制定・予算計上

※消防本部(署)の職員が、市町村職員(兼務)として対応

（市町村等の例規集、R5決算額調査、消防政策課調査から作成）

消防水利に関する事務の所掌の整理

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

- 消防水利に関する事務については、広域連合に委託できることとし、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとする。
- 関係法令により市町村が行う事務とされる消防水利に関する事務の所掌の範囲については、**実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の方式に関する「標準形」を定め、現在、標準形と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討した上で、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める**。

※今後、実施主体の検討状況を確認予定。

消防水利に関する事務(実施主体)の現状 ※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

標準形と同様の取扱…○　広域化に当たって取扱の検討が必要… ○※

消防水利事務等	標準形（案）	高知	室戸		安芸		南国	土佐	土佐清水	香南	香美	高吾北			高幡					仁淀		幡多中央		幡多西部			嶺北				中芸				
		高知市	室戸市	東洋町	安芸市	芸西村	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	仁淀川町	佐川町	越知町	須崎市	中土佐町	椿原町	津野町	四万十町	いの町	日高村	四万十市	黒潮町	宿毛市	大月町	三原村	本山町	大豊町	土佐町	大川村	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
1　消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2　水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村において実施 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○	○	○	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3　消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出) ※左記の事務は、法令上、消防本部が実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※消防本部が、市町村の一機関として事務を行っている

維持管理のみ消防が実施

（消防政策課調査から作成）

広域化後における市町村長と消防機関等の間の意思疎通について

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

- **現行15消防本部が担う本部機能は、**広域化後は基本的に**広域連合本部に移行**することとなる。
- このため、**条例・予算等消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等**については、**広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映**されることとなる。
- 他方で、**消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理**されるため、**こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たる**こととなる。

＜現　行＞

○単独消防の場合

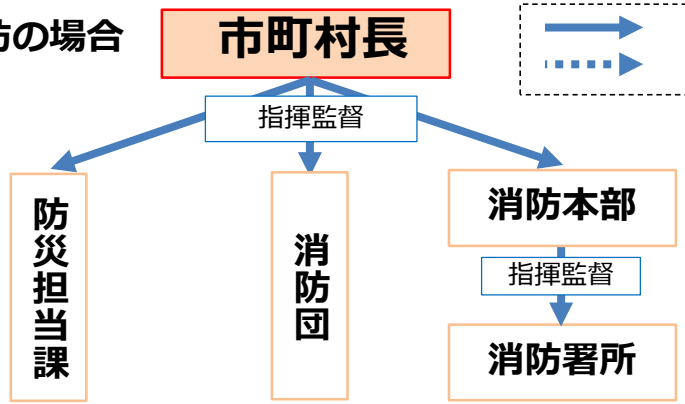

○組合等消防の場合

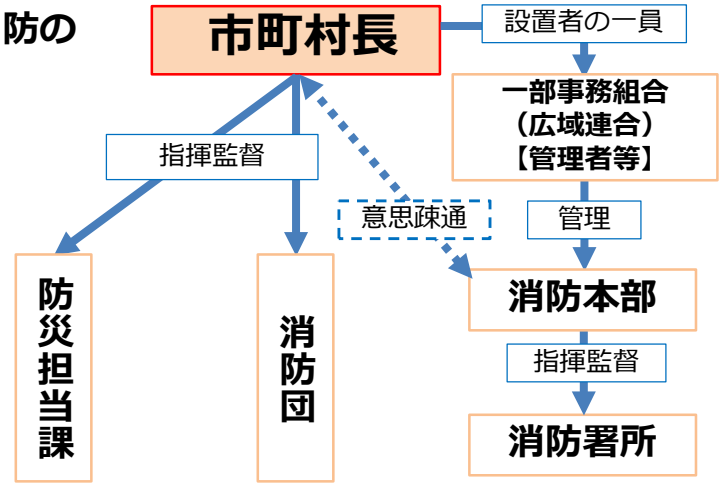

＜広域化後＞

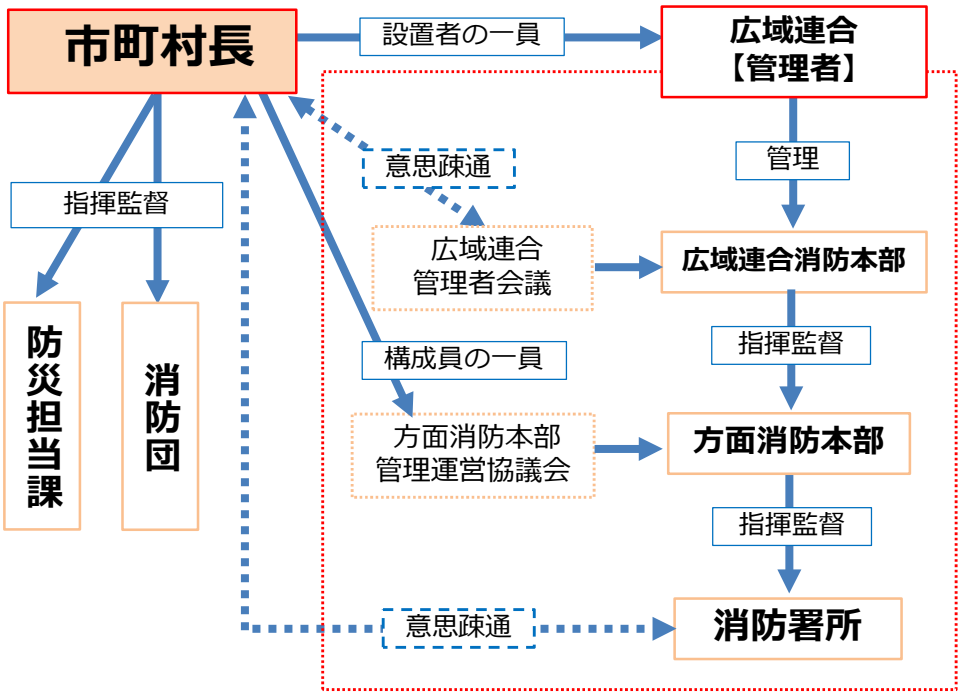

消防団との連携について

- 現在、各消防本部は、各地域において消防団と様々な連携を図っており、**広域化により、消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持するとともに、緊密な連携の確保を図るための方策を講じる。**
- 現在、消防本部で受託している消防団に関する事務の広域化後の取扱いについては、市町村の意向を最大限尊重した上で、具体的な事務ごとに実施主体のあり方（市町村とするか、広域連合とするか）を検討し、実施計画において定める。

消防本部と消防団との連携の例　※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

番号	項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
1	**定例的な連絡会議の開催**	・本部と消防団の幹部会や連絡会などを開催 （年１回や年複数回など）	**本部⇒署所** ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
2	**連絡調整担当職員の配置**	・本部へ消防団係や担当を配置、署長を連絡担当として配置など	
3	**合同訓練等の実施**	・消火、中継放水、ボート操船、水防対策などの訓練を実施 （毎年開催や毎月開催など）	
4	**連絡通信手段の確保**	・電話(団員名簿、連絡先の作成)、メール(自動配信含む)、FAX、消防デジタル無線、 アプリ(LINE、LoGoチャット、エルガナ、すぐ参集メール)　など	**デジタル技術の活用により高度化**
5	**災害発生時等における連絡体制の確保**	・招集用のメール(指令台からの自動配信含む)、自動音声電話、消防デジタル無線等、アプリ(LINE、LoGoチャット、すぐ参集メール)　など	

市町村の防災・国民保護担当部局との連携について

- 現在、消防本部は、各地域において構成市町村等と様々な連携を図っており、**広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持する**。
- 現在、各市町村が独自に行っている連携事例の全県的な導入については、基本的な指針を定めることを検討する。

市町村の防災・国民保護担当部局との連携の例　※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

番号	項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
1	市町村長及び危機管理担当幹部と、協議会や定例的な連絡会議の開催	・消防本部の幹部職員等が国民保護協議会への参画 ・防災会議への参画 ・その他、連絡協議会や市町村庁内会議、地区の協議会等への参画	**本部⇒署所** ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
2	防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流	・香美市消防本部から香美市へ派遣（防災対策課係長として任用）	
3	構成市町村の災害対策本部への各消防署所の幹部職員の派遣等	・市町村災害対策本部へ消防職員をリエゾン・情報連絡員として派遣	
4	夜間・休日等における市町村の防災業務について、消防職員が初動時の連絡を分担	・消防職員を市町村危機管理課に兼務発令 ・消防職員が津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン吹鳴と放送を実施 ・消防職員が指令による出動指令と連動し、各市町村に対し事案発生の連絡メールを送付　等	
5	総合的な合同防災訓練を実施	・市町村が毎年実施している総合防災訓練に消防本部が参画　等	
6	防災・国民保護担当部局との情報通信手段を充実させ、連絡体制（非常時）を強化	・防災無線、衛星電話、アプリ（LoGoチャット、LINE、エルガナ）　等	**デジタル技術の活用により高度化**
7	防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することにより、24時間体制を確保	・消防本部に遠隔操作機・子機を設置	

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立－

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

1 考え方

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、**デジタル化の推進**、**消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向ける**ことで、**住民にとってより安全・安心なサービスを提供**するとともに、**消防職員にとっても魅力ある職場を実現**する。

2 サービス高度化（案）

住民　サービスの向上

持続可能なサービス提供
→若者や女性にとって魅力的な職場となり、将来の消防の担い手を確保
【現状】 県内女性消防職員数 22人（1.8%）
（全国平均:3.5%）

利便性の向上
→手続きのオンライン化により、いつでも、どこでも申請ができ、利便性が向上
【現状】 県内の電子申請導入消防本部
7本部/15本部（導入率46.7%）

救急空白時間の短縮
→最寄りの消防署に救急車不在の時間帯が減り、安心・安全につながる
【現状】 県内救急搬送の管外搬送率（R5年度）
県平均：37.3%　室戸市消防本部：97.3%（県内最大）

現場到着所要時間の短縮
→最も近い隊がすぐ駆けつけてくれて、被害軽減・救命率向上につながる
【現状】県内の現場到着所要時間の推移　増加傾向
H25：8.8分　H30：9.1分　R5：10.0分

南海トラフ地震対策
→専門性の高い隊を育成することで、安全・安心につながる
【現状】 特別救助隊：３隊、高度救助隊：１隊
（いずれも高知市消防局）

救急需要対策
→必要な時に救急車を呼ぶことができ、身近な安全・安心につながる
【現状】 日勤救急隊導入本部
県内１本部/15本部（全国13.2%）

高知広域消防局（仮称）

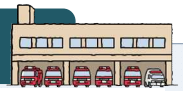

広域連合本部の新たな機能

①コンプライアンス推進室（仮称）の設置
パワハラ防止、若手職員が安心して働ける環境づくり（目安箱設置や職員アンケート実施）
第１期～

②デジタル化推進室（仮称）の設置
ハイスペックドローンの導入等の消防DX、電子申請等による組織の業務効率化と住民の利便性向上
第１期～

署所の現場力強化

③効率的な部隊運用（中継搬送の活用）
長距離搬送時に途中で患者を別の救急隊に引き継ぎ、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える
第１期～

④直近指令・ゼロ隊運用
消防指令センターを一元化し、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させ、初動対応力の向上
第２期～

⑤特別高度救助隊の創設
南海トラフ地震などの大規模災害時における迅速かつ高度な人命救助の実施
第２期～

⑥広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化
・**日勤救急隊**による救急需要ピーク時間帯（昼間）への柔軟な対応
・直接部門と間接部門の**兼務の解消**
第２期～

消防職員　仕事の魅力向上

働きやすい職場づくり
→職員の離職防止、定着促進
【現状】 全国で消防職員の9.7%がハラスメントを受けた経験あり（消防庁調査）

最新機材の導入、業務効率化
→最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの負担を軽減
【現状】 ハイスペックドローン（国からの貸与）配備：２本部

労務負担軽減
→非番召集や長距離・長時間出動の負担を軽減
【現状】 県内病院収容所要時間（Ｒ５年）
県内平均：45.8分　室戸市消防本部：67.8分（県内最大）

迅速で効率的な部隊運用
→最も近い部隊が出動する運用が可能となり、到着遅れへの不安が減少
【現状】 消防指令システム未整備　2本部

モチベーション向上
→高い専門性と高度なスキルを活かせる精鋭の救助隊員による部隊編成
【現状】 特別高度救助隊（四国内）なし

多様な働き方
→育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の推進
【現状】 県内の男性消防職員の育休取得率：38.0%（R5）
（参考） 高知県庁の男性職員育児休業取得率
：98.7%（R6）

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－効率的な部隊運用（中継搬送の活用）－

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

1 救急部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

➢ 郡部から高知市内への長距離の救急搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「**中継搬送**」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないよう取り組む。

2 中継搬送方式（案）

☑ 中継搬送方式の運用

長距離の救急搬送により、救急隊が自地域を長時間離れることや、職員の非番召集が必要となる事態を避けるために、複数の救急隊が患者搬送を分担する運用

【現状】

◆**県内病院収容所要時間**（出典：救急業務の実施状況調（消防庁）。Ｒ５年中）
県平均：45.8分
（長）室戸市：67.8分　高幡：59.4分　高吾北：56.1分
（短）幡多西部：40.1分　南国市：40.2分　高知市：40.5分

◆**県内救急搬送の管外搬送率**（出典：こうち医療ネット統計帳票「消防本部別搬送月報」。Ｒ５年度）
県平均：37.3%
（高）室戸市：97.8%　香美市：87.0%　香南市：86.3%
（低）幡多西部：3.5%　高知市：6.3%　土佐清水市：34.1%

☑ 中継搬送の流れ（例：室戸市 → 安芸市 → 高知市）

① 最初の救急隊（室戸市）が現場で傷病者を収容
② 中継地点（安芸市など）で次の救急隊（安芸市）へ引継ぎ
③ 引き継いだ救急隊（安芸市）が高知市内の医療機関まで搬送
④ 最初の救急隊（室戸市）は早期に自地域に復帰

☑ 効果・メリット

・自地域の救急隊出動体制を維持でき、次の救急要請への対応が可能となる
・中継搬送の導入により長距離搬送が減少し、救急隊員の負担が軽減される

☑ 課題と留意点

・中継地点の確保や調整
・患者情報の確実な引継ぎや、連携に関するマニュアルや訓練が必要
・重篤な患者など、引継ぐことが適切でないと判断される場合は、中継搬送を行わない

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－直近指令について－

○ 令和７年４月１日現在、**56地域（241本部）**において、消防指令センターの共同運用が行われている。
（例：ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人)）

720本部中241本部で共同運用（33.5%）

○ 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実**等を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減
共同整備を行った19本部の平均**整備費　▲49.8%**
北はりま消防本部　整備費が　**半減**（11.4億円→ 5.8億円）
ちば消防共同指令センター　整備費が**４割減**（61.2億円→38.3億円）

・メンテナンス費の削減
整備費に比例するとされる**メンテナンス経費についても削減可能。**

・現場要員の充実
沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**３分の１**（現状29人体制）にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

消防指令センターの高度な運用

○ 一方、**直近指令**、**ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない
→ **直近指令**：約**27%**（15地域）、**ゼロ隊運用**：約**46%**（26地域）、**双方とも実施**：約**21%**（12地域）

高度な運用をしていない場合
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。
➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**

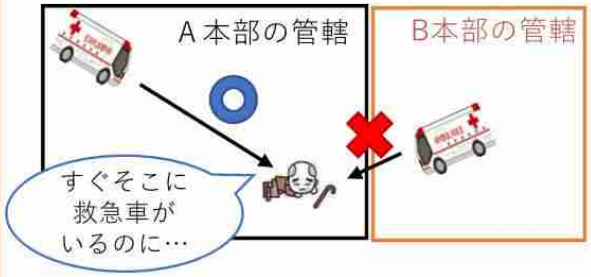

１．直近指令
現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。

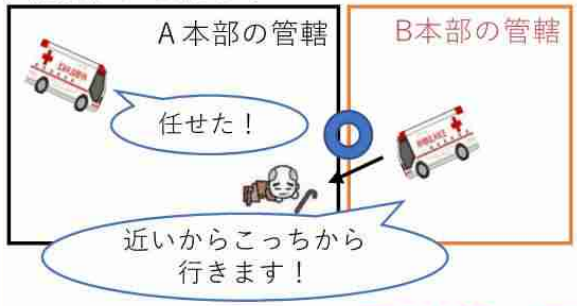

２．ゼロ隊運用
出動可能な隊がなくなった場合に、**他消防本部の隊**に自動的に出動指令を行う。

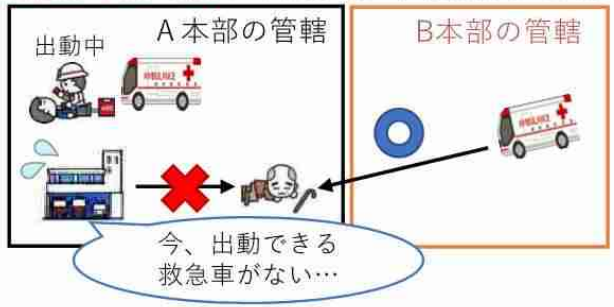

現着時間の短縮を図ることができる。
ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件（CPA）の直近指令・約250件のゼロ隊運用を実施**しており、**現着時間の短縮**が図れた。

（出典）消防広域化関係資料（消防庁消防・救急課（令和７年４月））から抜粋

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－装備・車両等の整備－

資料3　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

- 各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進める。
- 県全域を通じた整備水準の平準化については、**10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討する**。

＜参考＞令和４年度 各消防本部の消防施設整備計画実態調査　「消防力の整備指針」に基づく算定数と比較して整備数が少ない消防本部…

消防本部	署所			消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			指揮車		
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
高知市	8	8	100	16	16	100	3	2	66.7	1	1	100	11	11	100	4	4	100	1	1	100
室戸市	2	2	100	2	2	100	0	0	–	0	0	–	3	3	100	0	0	–	1	1	100
安芸市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	0	–	2	2	100	1	0	0	1	1	100
南国市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	1	1	100	4	4	100	1	1	100	1	1	100
土佐市	2	2	100	2	2	100	0	0	–	0	0	–	3	3	100	1	1	100	1	1	100
土佐清水市	1	1	100	3	3	100	1	0	0	0	0	–	2	2	100	1	1	100	1	1	100
香南市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	1	–	2	3	150	1	1	100	1	2	200
香美市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	0	0	–	2	2	100	1	1	100	2	2	100
高吾北	2	2	100	3	3	100	1	0	0	0	0	–	2	2	100	0	0	–	1	1	100
高幡	6	6	100	4	4	100	1	0	0	2	0	0	7	7	100	2	2	100	5	5	100
仁淀	3	3	100	4	4	100	1	0	0	1	1	100	3	3	100	1	1	100	1	1	100
幡多中央	3	3	100	5	5	100	1	0	0	0	0	–	3	3	100	1	1	100	2	3	150
幡多西部	3	3	100	3	3	100	1	0	0	2	1	50	3	3	100	1	1	100	3	3	100
嶺北	2	2	100	3	3	100	0	0	–	0	0	–	2	2	100	0	0	–	1	1	100
中芸	1	1	100	1	1	100	0	0	–	0	0	–	2	2	100	0	0	–	2	2	100
合計・充足率	39	39	100	56	56	100	13	2	15.4	7	5	71.4	51	52	102	15	14	93.3	24	26	110

＜参考＞消防車両等の更新の考え方（更新基準や整備計画）の例　※各消防本部に調査（調査基準日：R7.4.1）

車両等	○消防ポンプ自動車:16～25年　○はしご自動車:18年　○化学消防車:20年　○救急自動車：8～10年 ○救助工作車:18～25年　○指揮車:18～20年　○その他:10万～30km走行　など
装備	○空気呼吸器用ボンベ:15年　○化学防護服:８年　○半自動式除細動器及び人工呼吸器：７年　など

消防力の整備指針が示す人員配置数について

1　ポイント

- **消防力の整備指針が示す人員配置数**は、市町村が目標とすべき整備水準を示したもので、**消防庁が定める一種の努力目標。**
- 広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の量自体の減少が見込まれるものであり、**連合発足時には新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示予定。**
- **この努力目標達成のためには、人員増に要する財源の確保が不可欠。**このため、連合発足後に**消防指令システムの整備に係る費用節減効果等の見通しも精査しつつ、人員充足率の改善に向けた取組方針を検討。**

2　消防力の整備指針が示す人員配置数

人員配置・算定の考え方

整備指針が示す人員配置数は、配置すべき署所や車両等を基に、それらを運用するために必要な人員を算定する仕組み。

例えば、救急車については、人口規模等に応じて必要台数や救急隊員数を算定する計算式等が示されており、それに当該本部における地域の実情や当該本部の交代制勤務の状況等を加味して各消防本部が算出する。

(例) 救急自動車及び救急隊員の算定
（管轄人口30万人の消防本部の場合）

☑ **救急自動車の算定**
- 人口10万人以下　→ **5台**
- 人口10万人超　→ ５万人ごとに１台 → **4台**
- 救急業務に係る出動の状況等を勘案　→ **2台**

合計：　5台 ＋ 4台 ＋ 2台 ＝ 11台

☑ **救急隊員の算定**
- 11台 × ３人(搭乗員数)　＝ **33人**

☑ **交代制勤務の状況（三交代制）**
- 33人×３(勤務体制)×1.083(人員措置係数)≒ **107人**

※救急自動車以外への乗換運用がない場合

＜救急自動車の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第13条

区分	算定基準
人口10万人以下の消防本部・署所	おおむね 人口２万人ごとに１台
人口10万人を超える消防本部・署所	５台（10万人分）に加え、10万人を超えた分については、人口5万人ごとに1台を加算

※上記を基準に、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

＜救急隊の隊員数の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第28条

区分	算定基準
救急自動車１台	救急自動車１台につき３人

＜消防本部及び署所の職員総数の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第34条

区分	算定基準
消防本部及び署所の消防職員数の総数	消防本部及び署所に配置する消防職員の総数は、常時運用が必要な部隊の隊員数などを合算し、勤務の体制（※）、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数

※３交代制の人員措置係数の算定例
(365日-104日)/(365日-104日-年次休暇等20日取得)=1.083

消防力の整備指針が示す人員配置数について

３　消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員数等

県内各消防本部における消防職員数の状況

- R4年度 消防職員数　1,216人
- R4年度 条例定数　1,200人
- R4年度 整備指針による算定数　1,929人
- R4年度 整備指針による算定数に対する充足率　63%
- R7年度 基準財政需要額に応じた標準的な職員数　1,388人

交付税措置（基準財政需要額）においても、整備指針に基づく算定数の約7割程度しかカバーされていないのが実態。

以上の状況を踏まえ、**整備指針に基づく人員数は、あくまで相当な幅をもって捉えるべき努力目標と位置付けられるもの**である。
(※例として、教職員や警察官に対する定数基準と比較しても、その羈束性（きそくせい）は相対的に緩やかである。)

さらに、救急車の算定式に見られるとおり、**消防本部の統合によって県全体としての必要台数は理論的には減少**すべきもの。

現場力強化を目指す今回の広域化の趣旨を踏まえると、**実際の体制縮小には慎重であるべき**であるが、**計算上の充足率は向上する仕組み**となっている。

	A	B	C	（A／C）	D
消防本部	消防職員数（令和４年度）	条例定数（令和４年度）	整備指針による算定数（令和４年度）	整備指針による算定数に対する充足率	基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和６年度）
高知市	395人	369人	532人	74.2%	412人
室戸市	51人	52人	73人	69.9%	45人
安芸市	37人	40人	50人	74.0%	56人
南国市	70人	71人	104人	67.3%	75人
土佐市	49人	50人	76人	64.5%	49人
土佐清水市	37人	37人	76人	48.7%	36人
香南市	49人	49人	71人	69.0%	73人
香美市	57人	57人	102人	55.9%	64人
高吾北	50人	49人	87人	57.5%	77人
高幡	141人	140人	295人	47.8%	152人
仁淀	59人	57人	93人	63.4%	69人
幡多中央	80人	82人	139人	57.6%	105人
幡多西部	63人	65人	117人	53.8%	70人
嶺北	38人	42人	58人	65.5%	46人
中芸	40人	40人	56人	71.4%	59人
合計	1,216人	1,200人	1,929人	63.0%	1,388人

交付税により措置されているのは、整備指針による算定数の約72%（D／C）

４　対応方針（案）

① **広域連合設置までの間に、整備指針に基づく必要人員数を再計算し、公表。**
② **広域連合設置後**、装備・車両の整備計画策定とあわせて、**重複配置の回避による節減効果や運用に必要な人員配置等についても検討。**
③ 指令システム整備の仕様の決定や設計作業の進展等に合わせて、**広域連合への統合による費用節減効果の見積りを精査。**
④ **交代制勤務の見直し、給与水準の平準化など、他の人件費負担の増加要因に関する対処方針の検討・決定と合わせて、対応方針を検討・決定。**

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－救助隊について－

【参考：救助隊について（総務省消防庁資料）】

FDMA 住民とともに

救助隊の編成

◆　救助隊には、「救助隊」「特別救助隊」「高度救助隊」「特別高度救助隊」が存在し、概ね当該消防本部の管轄地域の人口規模に応じて、どの隊を編成するか総務省令で定められている。
◆　4種類の救助隊のそれぞれの違いは、主に、装備すべき車両・資器材及び教育内容であり、NBC災害への対応力が異なる。

種類・配置	隊員教育・編成	保有車両	主な保有NBC関連資機材	整備市町村
救助隊 消防署の数の救助隊を配置 **【県内】15消防本部、20隊**	人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成	救助工作車 （又はその他の消防用自動車）	**※主に火災対応用資機材を活用** ・可燃性ガス測定器 ・防毒マスク	・消防本部及び消防署が設置されている消防常備市町村
特別救助隊 救助隊のうち一隊を配置 **【県内】1消防本部、４隊** （高知市消防局のみ）	同上	救助工作車	**上記資機材に加えて** ・陽圧式化学防護服 ・化学防護服 ・放射線防護服・個人用線量計 ・除染シャワー・除染剤散布器 ・有毒ガス測定器 ・放射線測定器	・人口10万以上の市町村 ・人口10万未満の消防常備市町村で（中略）特に必要となると認められるもの
高度救助隊 特別救助隊のうち1隊以上配置 **【県内】１消防本部、１隊** （高知市消防局のみ）	人命の救助に関する専門的かつ高度な教育（NBC災害対応含む。）を受けた隊員5人以上で編成	救助工作車	**上記資機材に加えて** ＋地域により △携帯用化学剤検知器 △携帯用生物剤検知器	・特別区、指定都市、中核市 ・消防庁長官が指定する消防常備市町村 ※自主設置可
特別高度救助隊 高度救助隊のうち1隊以上配置 **【県内】なし**	同上	・救助工作車 ・特殊災害対応自動車（陽圧式等） ＋地域により △大型除染システム車 △ウォーターカッター車 △大型ブロアー車	**上記資機材に加えて** ・化学剤検知器 ・生物剤検知器 ＋地域により △検知型遠隔探査装置（ロボット）	特別区及び指定都市 ※自主設置可

2

【参考：救助隊について（総務省消防庁資料）】

FDMA 住民とともに

救助隊の資機材　①

平成28年4月1日現在の救助活動体制 ※即報値
救助隊数　1,418隊（専任　559隊、兼任　859隊）
うち一般の救助隊　779隊、特別救助隊　639隊　（高度救助隊及び特別高度救助隊含む。）
救助隊員数　24,473人（専任　8,627人、兼任　15,846人）

救助隊

○救助隊（消防署ごとに整備）
エンジンカッター、空気呼吸器など一般的な装備及び当該装備を積載することができる消防用自動車を有する救助隊

エンジンカッター

空気呼吸器

救命索発射銃

携帯用コンクリート破壊器具

簡易画像探索機

特別救助隊

○特別救助隊（人口10万以上の都市などに整備）
救助隊の一般的な装備に加え、マット型空気ジャッキや陽圧式化学防護服などの特別な装備並びに救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成された救助隊

大型油圧スプレッダー

マット型空気ジャッキ

陽圧型化学防護服

放射線防護服

除染シャワー

救助工作車

33

3

【参考：救助隊について（総務省消防庁資料）】

FDMA 住民とともに

救助隊の資機材　②

高度救助隊

○高度救助隊（中核市及び消防庁長官が指定する市町村等に整備）
　特別救助隊の装備に加え、画像探索機、熱画像直視装置、地震警報器などの高度な装備及び当該装備を積載できる救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊

画像探索機

地中音響探知機

熱画像直視装置

地震警報器

特別高度救助隊

○　特別高度救助隊（東京消防庁及び政令市に整備）
　高度救助隊の装備に加え、特殊災害（NBC）対応自動車、ウォーターカッター、大型ブロアー、検知型遠隔探査装置など特殊な災害に対応できる強力な装備を有し、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊

特殊災害対応自動車

ウォーターカッター装置搭載車

大型ブロアー装置搭載車

検知型遠隔探査装置

【エクスクローラー】

【フライゴー】

特別高度工作車

【参考：日勤救急隊について（総務省消防庁資料）】

2　救急業務の体制に関する検討

（4）日勤救急隊の導入促進に関する取り組み

消防本部等に対し「日勤救急隊の導入検討について（通知）」（令和7年6月5日）を発出

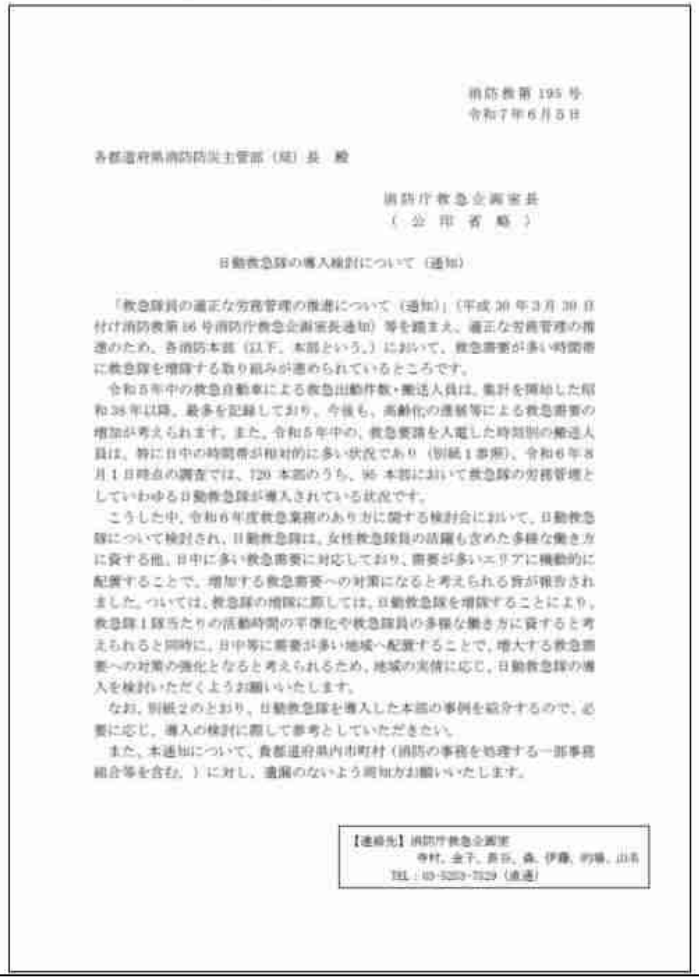

消防救第 195 号
令和７年６月５日

各都道府県消防防災主管部（局）長　殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

日勤救急隊の導入検討について（通知）

「救急隊員の適正な労務管理の推進について（通知）」（平成 30 年３月 30 日付け消防救第 66 号消防庁救急企画室長通知）等を踏まえ、適正な労務管理の推進のため、各消防本部（以下、本部という。）において、救急需要が多い時間帯に救急隊を増隊する取り組みが進められているところです。

令和５年中の救急自動車による救急出動件数・搬送人員は、集計を開始した昭和 38 年以降、最多を記録しており、今後も、高齢化の進展等による救急需要の増加が考えられます。また、令和５年中の、救急要請を入電した時刻別の搬送人員は、特に日中の時間帯が相対的に多い状況であり（別紙１参照）、令和６年８月１日時点の調査では、720 本部のうち、165 本部において救急隊の労務管理としていわゆる日勤救急隊が導入されている状況です。

こうした中、令和６年度救急業務のあり方に関する検討会において、日勤救急隊について検討され、日勤救急隊は、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する他、日中に多い救急需要に対応しており、需要が多いエリアに機動的に配置することで、増加する救急需要への対策になると考えられる旨が報告されました。ついては、救急隊の増隊に際しては、日勤救急隊を増隊することにより、救急隊１隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資すると考えられると同時に、日中等に需要が多い地域へ配置することで、増大する救急需要への対策の強化となると考えられるため、地域の実情に応じ、日勤救急隊の導入を検討いただくようお願いいたします。

なお、別紙２のとおり、日勤救急隊を導入した本部の事例を紹介するので、必要に応じ、導入の検討に際して参考としていただきたい。

また、本通知について、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、遺漏のないよう周知方お願いいたします。

【連絡先】消防庁救急企画室
寺村、金子、長谷、森、伊藤、的場、山名
TEL：03-5253-7529（直通）

【通知の概要】

日勤救急隊の意義と効果

- 女性救急隊員の活躍を含めた多様な働き方に資する
- 日中に多い救急需要に対応
-需要が多いエリアに機動的に配置
- 救急隊1隊あたりの活動時間の平準化に資する
- 増大する救急需要への対策強化となる

- 地域の実情に応じて、日勤救急隊の導入を検討いただくよう依頼
- 日勤救急隊を導入した本部の事例を参考として紹介

35

9

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化－

【参考：日勤救急隊について（総務省消防庁資料）】

2　救急業務の体制に関する検討

（1）時刻別の救急要請の状況

救急要請の入電時刻別の搬送人員

（令和５年　単位：人）

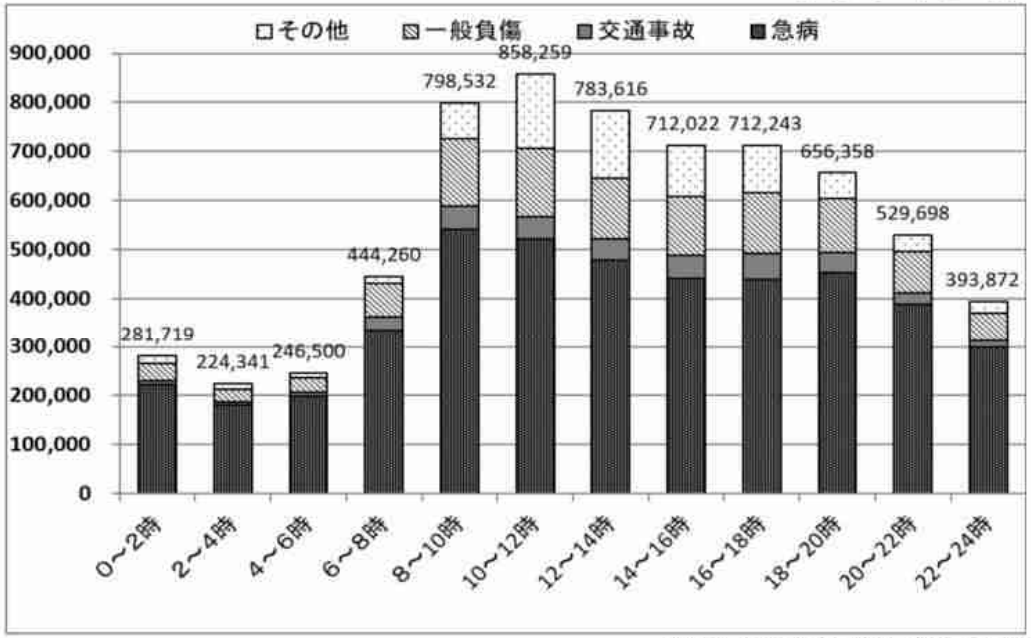

（出典：令和6年版 救急・救助の現況）

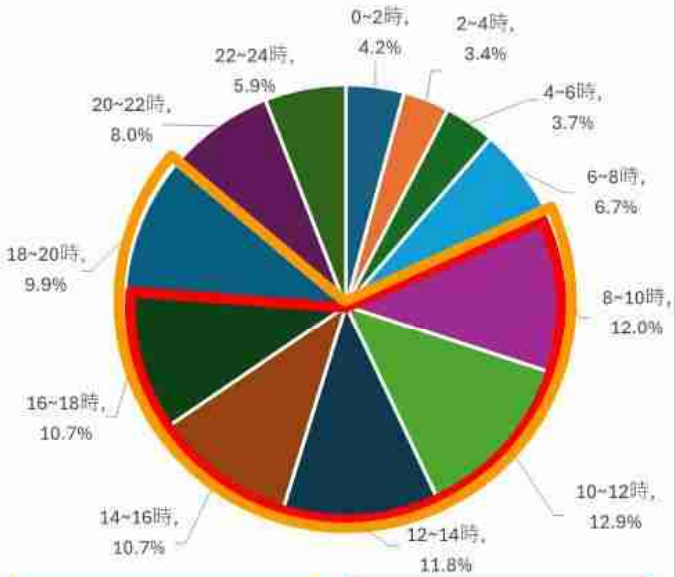

8～20時の間に
全体の74.8%を占める

8～18時の間に
全体の64.9%を占める

「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の概要

- 日勤救急隊は、**日中に多い救急需要に対応**するとともに、女性救急隊員の活躍も含めた**多様な働き方**にも資する。
- 全時間帯の救急隊を1隊増隊するより、日勤救急隊を1隊増隊する方が、追加で必要となる救急隊員の人数が少なく、**救急隊員の人員確保の観点からのハードルが低い**。36

【県内】
８～18時：59.9%
８～20時：69.7%

【参考：日勤救急隊について（総務省消防庁資料）】

2　救急業務の体制に関する検討

（2）　日勤救急隊の導入状況

○ 日勤救急隊を導入する消防本部は増加している。

日勤救急隊の導入状況

	令和5年	令和6年
全消防本部数	722	720
労務管理として日勤救急隊を導入している消防本部数	73	95
導入本部の割合	10.1%	13.2%

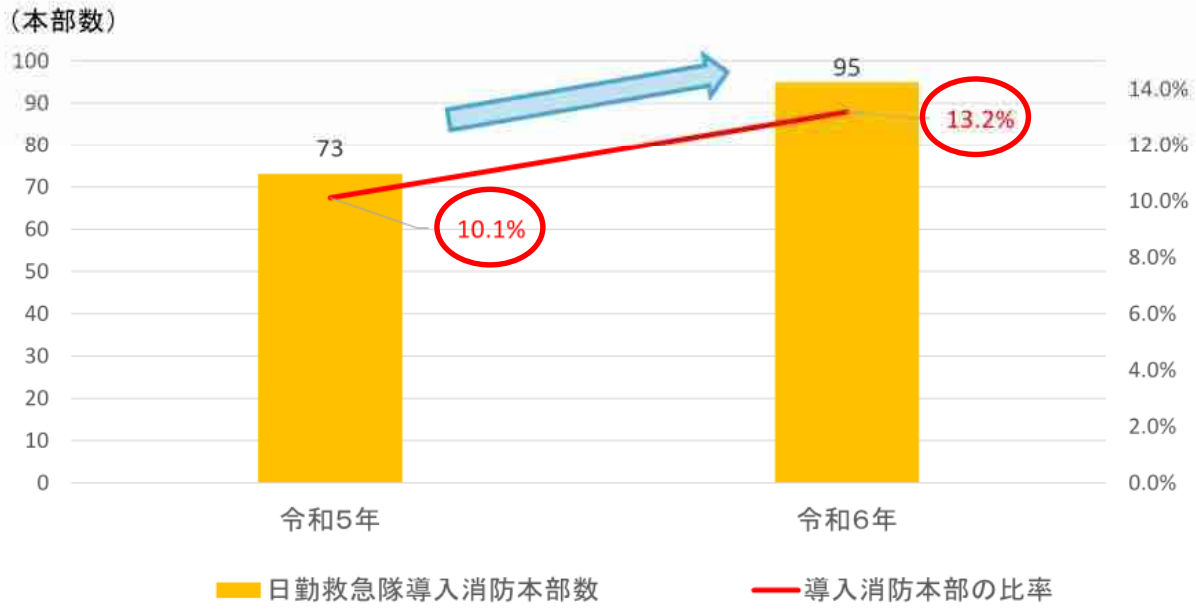

【県内】
１消防本部、6.7%
（高知市消防局のみ。２隊）

37

（令和5、6年度「救急救命体制の整備・充実に関する調査」結果より）

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）

９　広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

資料３　P2

広域化後は、消防行政に関する制度や施策の企画立案、国、県、市町村との連絡調整など消防組織法上の県内唯一の消防本部としての役割を「広域連合本部」が担い、広域連合本部と管内消防署所の間の調整を「方面消防本部」が分掌する。「消防署所」は消防サービスや災害対応に係る個別事案への対処などの現場活動、地域や住民に最も身近な業務に責任を持って従事する体制とする。

⑴　広域連合本部の主な業務

消防行政全体に係る施策、組織体制や人事管理等に関する制度の企画立案及び執行統括、条例案や予算案の作成、警防・救助・救急・予防等、各分野における計画の策定など、広域連合全体としての意思決定に係る事務のほか、消防署所での対処が困難な事案への対応など、高度な技術を要する専門性の高い業務を担う。

⑵　方面消防本部の主な業務

管内の消防署所の人事や予算などに関し、広域連合本部及び署所間との連絡調整窓口として情報伝達・集計等の業務を処理するとともに、管内の消防行政の円滑な運営に寄与する。

⑶　消防署所の主な業務

主として消火・救急・救助などの現場における個別事案の対処活動に当たるとともに、消防団事務や消防水利の管理、火災予防業務（許認可・査察・防火指導等）を通じ、地域に密着したサービスを提供するとともに、地元市町村等との緊密な連携により、地域の安全を支える役割を果たす。

10　消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

資料３　P4、5

消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとする。

受託する事務の範囲については、実務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担方式の「標準形」を下記のとおり設定する。「標準形」と異なる取扱いを希望する市町村については、その意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める。

＜消防団に関する事務の標準形（案）＞

消防団事務等	標準形（案）
消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施

団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 （各市町村は広域連合に分賦金を支出）

＜消防水利事務等の標準形（案）＞

消防水利事務等	標準形（案）
消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施
水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村
消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 （市町村は広域連合に分賦金を支出）

11　防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

資料３　P6
資料３　P7

⑴　消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持する。具体的には、消防団と消防署所の連携について、以下の取組を推進する。

・定例的な連絡会議の開催
・連絡調整担当職員の配置
・合同訓練の実施
・連絡通信手段の確保
・災害発生時等における連絡体制の確保

資料３　P8

⑵　市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持する。具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、以下の取組を推進する。

・市町村長及び危機管理担当幹部と、消防署長及び幹部による定期的な協議の場の設置
・防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流
・構成市町村の災害対策本部への消防署所幹部職員の派遣
・夜間・休日等における相互の連絡体制の確保
・総合的な合同防災訓練の実施
・情報通信手段の整備による連絡体制の強化
・防災行政無線端末を消防署所に設置し、24 時間体制を確保

12　消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

資料３　P9～18

⑴　出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針

・広域化後、消防指令システムの統一を図り、現行 15 消防本部の管轄区域を越えて、現場に最も近い消防署所から必要な部隊を出動させる「直近指令」や出動可能な部隊が近くの消防署所にいなくなった場合に、他の消防署所の部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」体制を構築する。これにより、火災・救助・救急事案への現場到着時間を短縮し、迅速な出動体制の実現を目指す。

・南海トラフ地震などの大規模災害時においては、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うとともに、他県からの緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

⑵　消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

・第１期（R10’～R12’）では、現行 15 消防本部の本部機能（通信指令業務を除く）の連合本部への集約に伴う人員の再配置を進め、連合本部及び方面消防本部における組織体制を整備する。

・第２期（R13’～R15’）では、通信指令業務の連合本部への集約化により、通信指令業務を担当する人員を減少させて余力を生み出し、それを各消防署所の現場へ再配置することで、消火・警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図る。

⑶　各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

・各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進める。

・県全域を通じた整備水準の平準化については、10 年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討する。

①　消火・警防部門

・高性能ドローンや走破性に優れた小型救助車など、最新技術を活用した資機材・車両については、連合本部においてデジタル技術の進展を踏まえた技術戦略を検討した上で、計画的に整備を進め、狭隘地や山間部をはじめとする本県の特徴的な様々な現場において、迅速かつ的確に対応できる警防体制の構築を目指す。

・広域化に伴う人員再配置による現場力強化や、「直近指令」や「ゼロ隊運用」による火災現場への初動部隊の迅速投入などを通じて、火災の拡大を防ぎ、早期消火を可能とする体制のさらなる充実を図る。

②　救急部門

・郡部から高知市内への長距離搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「中継搬送」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないよう取り組む。

・広域化に伴う人員再配置によって現場要員の確保や兼務の解消を進め、増加する救急需要に的確に対応するため、救急要請が多い昼間の時間帯に対応する「日勤救急隊」の体制拡充を図る。日勤救急隊は育児や介護との両立が必要な職員や、60 歳以上の経験豊富な OB 職員等で編成し、通常の交代勤務とは異なる勤務形態を取り入れることで、職員の働きやすさを確保しつつ、地域の救急体制の強化を図る。
・気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進める。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図る。

③　救助部門
・南海トラフ地震などの大規模災害に備え、広域化による人員再配置を活かし、県内から選抜された救助隊員で「特別高度救助隊」を編成し、迅速かつ高度な救助活動の実現を目指す。
・山岳救助や水難救助、都市部の中高層建物等からの救助など、特殊な条件下における救助技術について、県内各地の様々な訓練施設を活用した合同訓練を行うことで、救助部隊間の連携力強化を図るとともに救助技術全体の底上げを図る。

④　予防部門
・広域化による人員再配置を活かし、専門性の高い職員を広域連合本部に配置して、困難事案を処理する一方、各消防署では住民や事業者が身近な場所で相談や指導を受けられる体制を充実する。これにより事案の性質に応じて、より迅速かつ的確に必要なサービスを提供できる予防行政の実現を目指す。
・火災予防に関する許認可や届出の電子申請化を推進し、住民や事業者の手続きをより簡便にし、利便性の向上を図る。
・火災予防条例の全県域での統一をはじめ、制度や運用の標準化を進めることで、予防行政の質を高めることを目指す。

(4)　住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現する。

①　コンプライアンス推進室（仮称）の設置

パワハラ防止や、若手職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置する。

この室が機能することにより、若者や女性にとっては魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながる。また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながる。

② デジタル化推進室（仮称）の設置

ハイスペックドローンや電子申請等の消防ＤＸの導入により、組織の業務効率化と住民の利便性向上を図る。

この室が機能することにより、住民にとっては、例えば、手続きのオンライン化が進み、いつでも、どこでも申請ができ、予防手続きなどの利便性が向上する。また、消防職員にとっては最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの業務負担を軽減することができる。

③ 効率的な部隊運用（中継搬送の活用）

患者を長距離搬送する時に、途中で別の救急隊に引き継ぐ「中継搬送」を活用することで、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える部隊の運用を効率的に行う。

中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り、安心・安全につながる。また、消防職員にとっては非番召集や長距離・長時間出動の負担を軽減することができる。

④ 直近指令・ゼロ隊運用

消防指令センターを一元化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うようにする。

これらにより、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上につながる。また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できる。

⑤ 特別高度救助隊の創設

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、迅速かつ高度な人命救助を実施することができる特別高度救助隊を創設する。

この隊により、住民にとっては、専門性の高い隊が活動することへの期待で安全・安心につながる。また、消防職員にとっては隊における訓練や活動を通じて高い専門性と高度なスキルを身につけることができ、キャリアアップに活かせる。

⑥ 広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化

直接部門と間接部門の兼務の解消を進め、現場体制を強化する。併せて、救急需要のピーク時間帯である昼間に対応を行う「日勤救急隊」を拡充する。

広域化に伴う人員再配置により、住民にとっては、昼間に運用されている救急車が増えることで、日々の安全・安心につながる。また、消防職員にとっては育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の選択肢が広がる。

以上の取組については、①～③を第１期（R10’～R12’）から、④～⑥を第２期（R13’～R15’）から進める。

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜全体・とりまとめ＞ ※詳細、次ページ以降

分類	提案策	提案消防本部名	提案策による業務効率化・サービス向上
映像システム	・映像通報システム（例：Live119等）の導入 ・消防庁映像共有システムの導入	高知市、南国市、土佐清水市、仁淀	・応援要請や情報共有を映像で支援 ・現場映像により通報内容を明確化 ・通信員の口頭指導が的確に ・出動隊との映像連携
救助・救急・予防システム	・予防・救急業務のDX化 ・救急救助管理システム（例：ベストル119等）の導入	高知市、室戸市、香美市、高幡、仁淀、幡多中央	・紙台帳の電子化、電子申請による利便性向上、業務効率化 ・統計や帳票の自動処理による業務の効率化
電子決済	・e-Gov電子決済の導入 ・申請情報の電子保管、電子決裁	南国市、土佐市、仁淀	・電子申請、電子決済による利便性向上、 ・タブレット・スマホ活用による業務迅速化
電動ストレッチャー	・電動ストレッチャーの導入	高知市、高吾北、幡多西部	・傷病者搬送の安定化 ・昇降自動化による安全性向上 ・救急隊員の負担軽減 ・女性隊員の活躍推進
通信・端末	・ウェアラブルカメラによる現場映像共有 ・スマートウォッチによる健康管理	高知市、高吾北、高幡、仁淀	・指揮隊との映像連携 ・健康状態の常時把握

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜全体・とりまとめ＞ ※詳細、次ページ以降

分類	提案策	提案消防本部名	提案策による業務効率化・サービス向上
統計調査システム	・統計調査システムの統一化	高幡、幡多西部、嶺北	・紙台帳の電子化、業務効率化 ・統計や帳票の自動処理
給与・人事システム	・手当集計のＤＸ化 ・職員情報管理システムの導入	土佐市、高幡	・帳票の自動処理 ・人事、表彰業務の効率化
物品システム	・救急備品等在庫管理業務のＤＸ化	土佐市	・紙台帳の電子化、業務効率化
防災システム	・災害時の情報共有システムの統一	高幡	・情報共有の迅速化、類似システムへの重複入力を省略化
ドローン	・ドローン（無人航空機）の導入	高幡	・災害時情報収集、孤立地域への物資搬送、行方不明者捜索への活用
ロボット	・探索ロボットの導入	土佐市	・倒壊建物内の要救助者 ・隊員が立ち入れない状況下でも活動可能、二次災害防止にも寄与

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜要約＞

消防本部名	提案内容	提案策による業務効率化・サービス向上
高知市消防局	防火対象物情報の管理一元化 モバイル査察の導入	・対象物情報の一括管理と予防行政の指導基準標準化 ・立入検査時間の短縮 ・指導内容の統一及び人員削減
	予防業務に係るデジタル台帳の整備	・紙とWeb台帳の混在解消、新たなデジタル台帳により台帳を一本化する ・二重入力の解消による業務効率化・保管スペースの削減 ・AIによる図面作成、デジタルペン対応等を想定
	救急業務のDX化	・救急業務の質向上と隊員の負担軽減 ・EBPM（根拠に基づく政策立案）に基づく搬送傾向の分析と施策改善 ・OCR機能やOAシステム連携による事務軽減
	電動ストレッチャーの導入	・救急搬送体制の維持強化 ・隊員の身体的負担軽減 ・傷病者の快適・安全な搬送
	アップルウォッチ的なもの	・過酷な環境で働く消防士の健康管理をバイオメトリクス情報で行う ・熱中症の予防、安全性の向上 ・GPS併用による隊員位置の把握と適正配置 ・心拍数や体温の異常検知による早期対応
	ウェアラブルカメラ	・現場で撮影される映像を隊員間でリアルタイム共有する ・火災状況の共有により火災の拡大を防止し、早期鎮圧を可能にする
	映像通報システム（例：Live119）	・通報者の映像から現場状況を把握し、指令精度や口頭指導の向上を図る ・通報者への指導が的確に実施可能 ・現場出動隊員が映像確認できることで現場活動が円滑に進行
	高知県プラットホームの構築 （県内消防本部間で新たなプラットホーム構築、国や県が構築している既存のシステムとも連携）	・消防業務の強化・効率化を図り、県や国のシステムと連携する ・共通のデジタル地図による水利確認 ・映像等の情報共有による予防行政の高度化 ・大規模災害時の応援要請の迅速化と被害軽減（警防）
	通信指令機能の維持と共有 （風水害や地震等の大規模災害時の通報及び無線交信）	・大規模災害時の通報、指令、交信不能に備えた機能分散・共有体制の整備 ・各署・各自治体との情報共有体制を確立し、被災状況の迅速把握を可能とする

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

資料5　令和７年７月28日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　消防業務部会（第２回）

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜要約＞

消防本部名	提案内容	提案策による業務効率化・サービス向上
室戸市消防本部	救急救助管理システム （例：ベストル119Light）	・一度の入力でデータベース化され、検索・報告書・集計表作成に活用可能 ・事務作業の大幅軽減が期待される 【導入費用 約66万円】
南国市消防本部	e-Gov電子決済の導入	・消防関係手続きにクレジットカードやPayPay等の電子決済を導入し、申請から決済・保存まで電子化 ・来庁不要で申請者の負担軽減、現金不要で安全性向上
	映像通報システム （例：Live119）	・119番通報時にスマホ映像を活用し、通信指令室と通報者間で映像送受信を可能に ・現場状況を消防へ明確に伝達、隊員とも映像共有が可能
土佐市消防本部	電子決裁システム構築を前提とした電子申請の導入	・電子申請データを電子決裁システムで処理・保存し一元管理 ・申請者の来庁負担軽減、24時間申請対応 ・書類紛失防止、データ確認迅速化
	救急備品等在庫管理業務のDX化	・在庫管理の属人化・非効率を解消 ・入出庫の効率化、欠品・過剰在庫の防止、業務時間短縮
	探索ロボットの導入	・南海トラフ地震等で倒壊建物内の要救助者を安全に捜索 ・隊員が立ち入れない状況下でも活動可能、二次災害防止にも寄与
	職員情報管理システムの導入	・消防業務システムに職員情報を統合管理 ・表彰候補者の自動抽出機能により、表彰事務の効率化と人事データベース化を実現
土佐清水市消防本部	映像通報システム （例：Live119）	・指令から署所へ地図情報と現場映像を共有し現場確認を容易に ・通報者映像を活用し、通信員による口頭指導の質が向上（住民サービス向上） 【概算費用 約200万円（規模により変動）】
	消防庁映像共有システム	・現場映像により応援要請が容易に ・消防団員がアカウントを持つことで、署所がない自治体でも情報共有が可能
香美市消防本部	予防事務のシステム化	・防火対象物や危険物施設の台帳を、広域本部と各消防署所で共有・編集できるシステムを導入し、間接部門の業務効率を向上

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜要約＞

消防本部名	提案内容	提案策による業務効率化・サービス向上
高吾北広域町村事務組合消防本部	電動ストレッチャーの導入	・救急搬送時の昇降・車内収容を自動化し、救急隊員の身体的負担を軽減 ・女性隊員の活躍を後押しし、安全性の向上も期待
	IP無線の併用	・デジタル無線の一元化による通信障害や周波数の制約に備え、IP無線（携帯回線利用）を併用することで冗長性と通信安定性を確保
高幡消防組合消防本部	報告・調査等の統一データのデジタル化	・報告や調査業務をクラウド上で一元管理 ・統一書式によって調査業務の自動化を促進 ・電子申請・決裁で事務作業を効率化し、現場の活動時間を確保
	時間外・特殊勤務手当のDX	・集計作業の簡略化と誤集計の防止を目的とし、給与誤支給リスクを低減 ・業務効率化を図る
	予防・救急業務のDX化	・予防業務の申請書類をデジタル化し、情報共有と決裁を円滑化 ・防火対象物台帳のシステム管理化 ・救急統計システムの活用で報告業務の効率化
	システムの一本化	・防災システム等の重複入力を避け、大規模災害時の対応力向上を目指す
	ドローン配備の充実	・タイプに応じた災害時情報収集、孤立地域への物資搬送、行方不明者捜索への活用
	通信網の充実	・無線・携帯が届かない地域対策として、スマートフォンと衛星の接続活用を提案（音声対応は将来的に見込まれる）
仁淀消防組合	119番通報の映像化	・高齢者にも使いやすい「Live119」類似の映像通報システムを安価に開発できないか検討
	消防救急デジタル無線と他の通信手段の適正配置	・既存の消防救急デジタル無線の整理と活用方針を検討 ・所轄無線やトランシーバーの適正配置と使い分けルールの確立が必要
	予防業務の電子申請システム化	・現在の電子申請対応状況を踏まえ、全署所での電子申請対応を目指す ・国の方針に沿った電子化の推進
	車両へのスマホ・タブレット端末の配備	・新総合防災システムや映像共有システムを活用し、現場映像などの共有を強化
	電子決裁	・広域連合本部・方面本部・署所をネットワーク化し、効率的な電子決裁体制を構築

デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

第１回ワーキンググループで提案募集した「デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策」の内容

＜要約＞

消防本部名	提案内容	提案策による業務効率化・サービス向上
幡多中央消防組合消防本部	救急救助管理システム（例：ベストル119の導入）	・救急・火災・救助・予防業務の効率化を図る ・統計調査への活用、紙台帳の電子化、タブレットを用いた立入検査も予定（導入費用 年間145万円）
幡多西部消防組合消防本部	電動ストレッチャーの導入	・電動油圧式ストレッチャーの導入により、救急隊員の負担軽減と搬送中の傷病者の安全性向上を図る ・救急出動の増加にも対応
	統計調査のクラウド化	・同様の質問が多い各種統計調査をクラウドで一元管理し、必要時のみ入力対応 ・行政・関係機関はクラウドから直接情報取得 ・職員の事務負担を軽減し、訓練時間の確保にもつながる
嶺北広域行政事務組合消防本部	統計調査システムの統一化	・各消防本部の統計調査業務についてシステムを統一し、入力作業の簡素化・スピード化を図る ・統一化により作業時間の短縮や事務負担軽減が期待される